

西宮市仮使用認定の申請要領

I 目的

この要領は、申請者又は申請代理人に対して建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号（以下「法」という））第 7 条の 6 第 1 項第 1 号、法第 18 条第 2 4 項第 1 号の規定による仮使用認定申請の際の指導方針を示したものであり、認定申請の円滑な運用を目的とする。

II 対象

以下の①、②の場合は仮使用認定の申請が必要です。

- ① 法第 6 条第 1 項第 1 号～第 3 号に該当する対象建築物を新築工事中に使用する場合。
- ② 令第 13 条に掲げる避難施設等に関する工事を含み、増築・改築・移転・大規模な修繕若しくは大規模な模様替の工事（以下「増改築等の工事」という）後において法第 6 条第 1 項第 1 号～第 3 号に該当する対象建築物を使用する場合。ただし、法第 7 条の 6 の共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物、任意に設置した避難施設等のみの工事を行う建築物、及び令第 13 条の 2 の軽易な工事のみを行う建築物の場合は除く。
- ③ 法第 6 条第 1 項第 1 号～第 3 号で令第 147 条の 2 に規定する対象建築物に該当し、仮使用しようとする場合、又は確認を要しない工事であっても工事が令 13 条に掲げる避難施設を含む場合において、工事中に使用しようとするときは、法第 90 条の 3 の規定に基づく「安全計画書」の届出が必要です。

なお②の場合は、建築確認の申請と同時に仮使用認定の申請が必要です。

III 留意点

法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めた法律であり、各条項の基本趣旨を遵守しなければならない。

IV 申請手続

1. 事前相談

計画図面等（下記の内容を含んだもの）を持参の上、特定行政庁、建築主事及び消防局等と事前に協議すること。（都計法第 29 条の適用がある場合は開発部局との協議が必要）

- ・ 使用部分を着色した平面図（避難計画を図示したもの）
- ・ 工事用の区画を表現したもの（位置、高さ、材質）
- ・ 工事用動線、使用者動線（双方の動線が水平、垂直共に交差していないか）
- ・ 工程表
- ・ 仮使用開始予定時の残工事状況、資材置き場、工事車両等
- ・ 「西宮市仮使用認定基準」（V 認定基準）に掲げる項目に関する内容のわかるもの

2. 提出時期

新築の場合、原則としては確認通知書の交付後であるが、工事の進行状況に応じて仮使用ができる目途がついた時期とする。また、「増改築等などの工事」の着手と同時に、仮使用の認定の申請を行おうとする場合においては、確認の申請と同時に行わなければならない。

3. 提出書類

以下の書類を 正 2 部（1 部は消防用）、副 1 部の計 3 部（A4 サイズで提出）

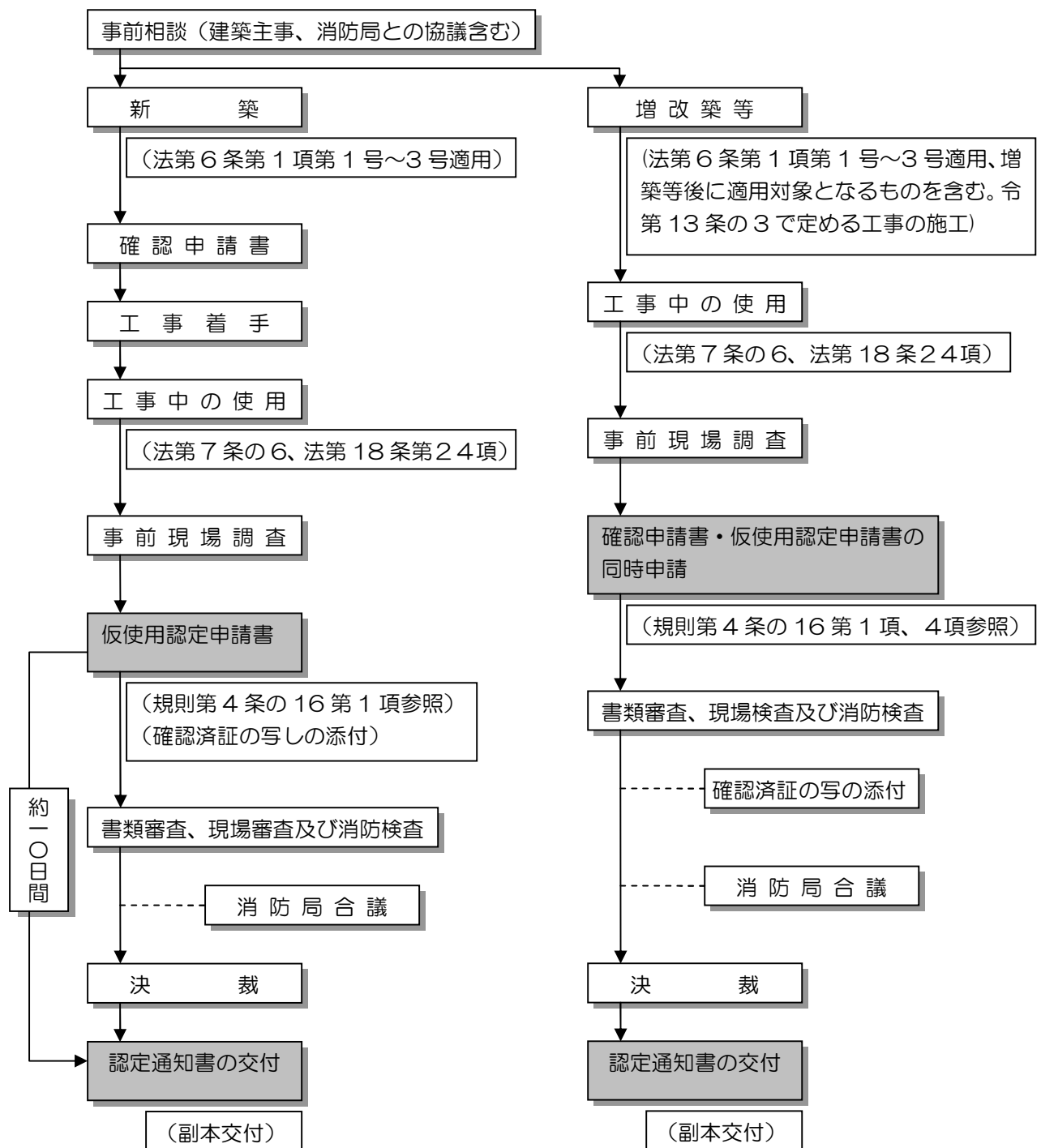
| 図書の種類 | 明示すべき事項及び注意点 |
|-----------|---|
| 仮使用認定申請書 | 表紙（法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号：省令第三十三号様式、法第 18 条第 2 4 項第 1 号：省令第四十二号の二十様式） <申請者印必要> |
| 委任状 | 申請代理人がいる場合 <申請者印必要> |
| 申請理由書 | 申請理由を具体的に記述する。 <申請者印必要> |
| 付近見取図 | S=1/2500 の白地図 |
| 配置図 | 縮尺、方位、工作物の位置及び申請に係る仮使用の部分（工事用車両、資材等現場状況も反映したもの） |
| 各階平面図 | 縮尺、方位、間取、各室の用途、新築又は避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分及び申請にかかる仮使用の部分（仮使用部分は黄緑色、工事区画は朱書き、工事用動線と使用動線の表現のあるもの） |
| 2 面以上の立面図 | 縮尺、開口部の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造（法第 62 条第 1 項本文に規定する建築物のうち、耐火建築物及び準耐火建築物以外のものについては、縮尺、開口部の位置及び構造並びに外壁及び軒裏の構造）及び申請に係る仮使用の部分 |
| 2 面以上の断面図 | 縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ |
| 安全計画書 | 工事中において安全上、防火上、避難上講ずる措置の概要 |
| 簡単な工事工程表 | 仮使用部分と工事施行部分の相互の安全性を図りながら行う手順と期間がわかるもの |
| 誓約書 | 本工事完了後、建築主事に完了届を提出し、検査済証の写しを特定行政庁に提出する旨 <申請者印必要> |
| 確認済証 | 仮使用認定をしようとする建物・写し |
| 建築確認添付図面 | 「西宮市仮使用認定基準」（V 認定基準）に掲げる項目が確認できる図面 |
| その他 | 上記に掲げるものの他、特定行政庁が必要と認める図書 |

※その他の例

- (1) 消防用設備等検査済証写し（消防法における使用開始検査の場合）
- (2) 浄化槽の検査済証（浄化槽使用の場合）
- (3) 昇降機の工事完了届（昇降機使用の場合）

※昇降機の仮使用は、西宮市では認めていませんので仮使用の範囲に昇降機がある場合は、必ず添付をしてください。

V 申請の流れ



*令第 147 条の 2 に該当する場合は、規則第 11 条の 2 に基づく工事計画書・安全計画書が必要です。

※申請受付時に、西宮市手数料条例別表第 1 に定めるところにより、申請手数料を納付していただきます。

この要領のお問い合わせは

西宮市都市局建築・開発指導部 建築指導課

Tel0798-35-3704